Supported by 日本財団 THE NIPPON FOUNDATION

日中笹川医学奨学金制度
第 48 期〈共同研究コース〉研究者
受入れの手引き

公益財団法人　日中医学協会

目　次

1. 第48期〈共同研究コース〉概要…… 1

2. 査証取得申請手続きについて…… 2

3. 住居の手配について…… 3

4. 研究費の支払いについて…… 3

5. 外国医師・歯科医師臨床修練について…… 4

6. 助成期間中に提出いただく書類…… 4

7. 『日中笹川医学奨学金制度』沿革…… 5

《日中笹川医学奨学金制度に関するお問合わせ先》

【日本】　公益財団法人 日中医学協会　担当：松原、李
電　話：03-5829-9123
E-mail：iryo@jpcnma.or.jp

【中国】　笹川医学奨学金制度弁公室　担当：李忠金、呉久利
電　話：010-62256266
E-mail：sc1000@vip.163.com

1. 第 48 期〈共同研究コース〉概要

中国の医療関係者が、日本の医療関係者と行う共同研究活動を支援します。

助成期間	2027 年 4 月～2028 年 3 月までの最長 6 か月間（2027 年 4 月 1 日以降に日本に入国）
招請者数	5 チーム及び 5 名
留学機関	日本国内の大学、病院、研究所等
奨学金	① 日本滞在中の生活費（宿舎費を含む）・・・月額 25 万円（研究者に支給） ② 研究費・・・・・・・・・・・・・・・・・・月額 10 万円（受入機関に支給） ※日本に滞在している期間に対して支給する。 一時出国等により日本不在の期間が 1 か月を超える場合、当該月は支給しない。
研究者の義務	① 日本滞在期間中は日本国法令を遵守すること ② 本制度申請時に提出した「誓約書・保証書」の内容を遵守すること ③ 世界の著名な専門学術誌に研究成果を英文論文で発表すること（助成期間内に限定しない） ④ 発表論文に日中笹川医学奨学金（Japan China Sasakawa Medical Fellowship）助成を受けたことを記載すること ⑤ 発表論文を当協会と笹川医学奨学金進修生同学会に提出すること（発表論文は本制度成果資料として保存） ⑥ 2027 年 9 月 8 日に日本で開催する＜共同研究者コース＞研究者集会において日本側共同研究者と共に共同研究の内容を発表すること（会場参加厳守） ⑦ 日本入国後、日本側共同研究者と「共同研究日本滞在計画書」を提出すること ⑧ 「共同研究日本滞在計画書」の内容に変更が生じた場合は、即時、日中医学協会に電子メール等文書で通知すること
主な行事	●入国前 2026 年 11 月 1 日～2027 年 1 月 24 日　日本語研修 ［於；中国医科大学語学研修センター（瀋陽）］ 2027 年 2 月　結団式［於；北京］ ●入国後 2027 年 4 月～8 月の間に日本に入国 2027 年 9 月 8 日　第 48 期＜共同研究コース＞研究者集会 ※日本側共同研究者と共に会場で共同研究の内容を発表 ［於；日本財団ビル（東京）］

2. 査証取得申請手続きについて

中国に在住する中国国籍の方が日本に入国する場合、査証（ビザ）の取得が必要です。

1） 日本国内の滞在期間が 90 日以内の場合

日本国内に滞在する期間が 90 日以内の場合は、短期滞在査証になります。短期滞在査証の取得手続きについては、外務省ホームページ掲載の「中国国籍の方が短期滞在を目的として日本へ渡航する場合」をご参照ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/tanki/china.html

2） 日本国内に滞在する期間が 90 日以上の場合

日本国内に 90 日以上滞在する場合は、研究者が居住地最寄りの在中国日本大使館／総領事館に提出する査証取得申請書類の一つに、研究者受入れ機関が日本の出入国在留管理庁（入国管理局）に交付申請し取得した『在留資格認定証明書』が必要となります。

研究者受入れ機関と研究者が行う諸手続についての詳細は、外務省ホームページ掲載の「長期滞在査証手続きチャート」をご参照ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/nagare/chouki.html

『在留資格認定証明書』交付申請の方法、必要書類等は、外務省ホームページでご確認ください。

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-1.html

『在留資格認定証明書』交付申請手続きに必要な『経費支弁書』は、当協会で作成いたします。

本制度の規定で、中国側研究者と日本側研究者は、2027 年 9 月 8 日に開催する＜共同研究コース＞研究者集会（共同研究者集会）に必ず会場で出席することとなっておりますので、中国側研究者が必ず 8 月末までに入国できるようお手続きをお願いいたします。

共同研究者集会では、中国側と日本側の研究者に、会場（日本財団ビル）で、共同研究の内容について発表していただくこととなっております。ご予定くださいますようお願い申し上げます（中国側・日本側の研究者ともオンラインでの出席不可，中国側研究者は代理出席不可、日本側研究者は代理出席可）。

［日本財団ビル］

東京都港区赤坂 1-2-2　https://www.nippon-foundation.or.jp/who/access

3. 住居の手配について

研究者が居住する住居は、研究者自身が手配いたします。

受入れ機関に貸与可能な宿泊施設がある場合はお借りしたく、ご手配いただけましたら幸いです。宿舎に係る費用は、研究者が奨学金（生活費）より支払います。

4. 研究費の支払いについて

当協会より研究者受入れ機関に奨学金（研究費）をお支払いします。

1） 支払対象：研究費
2） 支払期間：2027 年 4 月～2028 年 3 月
3） 支 払 額：月額 10 万円×研究者の滞在月数（上限 6 か月）
4） 支払方法：研究者の帰国日確定時にまとめてお支払いします。

- 分割希望の場合は、研究者の滞在月にあわせて、2 か月毎にお支払いします。
- 受入れ機関発行の研究費請求書を、当協会にお送りください。なるべく PDF 等の電子形式でお送りくださいますようお願いいたします。

［送付先］
公益財団法人　日中医学協会　担当：松原
（郵送の場合）　〒101-0032　東京都千代田区岩本町 1-4-3　住泉 KM ビル 6 階
（電子形式の場合）　iryo@jpcnma.or.jp

- 研究費を寄付金として処理される場合は、受入れ機関発行の「寄付申込書」様式（Word 版／Excel 版）を上記［送付先］にご送付ください。

※当該寄付金は、研究者の研究に要する費用の一部として受入れ機関にお払いするもので、研究者個人に支給するものではありません。研究者に対して金品で支給することがないよう、お願いいたします。

※間接経費（オーバーヘッド）については可能な限り免除申請をお願いいたします。免除申請書が必要な場合は、その旨を上記［送付先］に電子メールでご連絡ください。

➢ 本制度における奨学金は、当協会への会計報告及び証憑書類の提出は不要です。

5. 外国医師・外国歯科医師臨床修練について

日本の医師免許を持たない外国人医師／歯科医師でも、厚生労働大臣の許可を得て、臨床修練指定病院において臨床修練指導医の資格をもつ医師／歯科医師の指導の下で、臨床修練（臨床研修）を行うことができます。

研究者が研究を行ううえで臨床修練が必要な場合は、受入れ機関において厚生労働省に臨床修練の申請手続きをお願いいたします。

臨床修練の申請手続きについては、厚生労働省ホームページをご参照ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsei.html

6. 助成期間中に提出いただく書類

提出時期	中国側研究者 ＆ 日本側共同研究者	備　考
中国側研究者の日本入国後	共同研究日本滞在計画書	提出後、変更が生じた場合、即時、日中医学協会に電子メール等文書で通知
助成終了時 （中国側研究者の帰国時）	報告書	

※提出時期になりましたら、改めてご連絡いたします。

7. 『日中笹川医学奨学金制度』沿革

1980 年	日中医学協会創立（任意団体）
1985 年	財団法人日中医学協会設立
1986 年	中国衛生部、日中医学協会、笹川記念保健協力財団の間で『笹川医学奨学金制度』協定書に調印―10 年間に 1,000 名の研究者を招請
1987 年	笹川医学奨学金制度開始―第 1 期生来日
1991 年	笹川医学奨学金制度 5 周年記念式典を北京・人民大会堂で開催 帰国した研究者が同窓会組織「笹川医学奨学金進修生同学会」（笹川同学会）を結成し、中国全域の医療水準向上及び日中間の医学・医療交流の促進・深化を目的に、辺境地域の医療従事者の育成や被災地等におけるボランティア診療、日本人専門家を招き学術交流会・学術セミナーの開催等の活動を行う
1992 年	帰国した研究者の中から特に優秀な研究者を再招請する特別研究者招請事業開始
1996 年	『日中笹川医学研究者制度（第二次制度）』協定書に調印―1998 年から 10 年間に 1,000 名の研究者を招請
1997 年	笹川医学奨学金制度 10 周年記念行事を北京・人民大会堂で開催
1998 年	第 20 期生帰国、受入れ者数 1,000 名を達成 第二次制度開始―第 21 期生来日
2007 年	日中笹川医学研究者制度 20 周年記念式典を北京・人民大会堂で開催 日本財団、中国衛生部の間で『日中笹川医学奨学金制度（第三次制度）』協定書に調印―2008 年 9 月から 5 年間に 150 名の研究者を招請
2008 年	第三次制度開始－第 31 期生来日、特別研究者招請事業終了
2013 年	日本財団、中国国家衛生・計画生育委員会の間で『日中笹川医学奨学金制度（第四次制度）』協定書に調印―2014 年から 5 年間に 150 名の研究者を招請
2014 年	第四次制度開始―第 36 期生来日
2016 年	日中笹川医学奨学金制度 30 周年記念式典を東京で開催
2017 年	日本財団、中国国家衛生・計画生育委員会、日中医学協会の間で『日中笹川医学奨学金制度（第五次制度）』協定書に調印―日中医学交流の新たな形を目指し、2018 年から〈学位取得コース〉と〈共同研究コース〉で構成
2018 年	第五次制度開始―第 40 期生来日
2023 年	日中笹川医学奨学金制度 35 周年記念式典を北京・人民大会堂で開催 日本財団・中国国家衛生健康委員会・日中医学協会の間で、『日中笹川医学奨学金制度（第六次制度）』協定書に調印―〈学位取得コース〉〈共同研究コース〉を進化発展させると共に〈ポストドクターコース〉を新設
2024 年	第六次制度開始－第 45 期生来日

公益財団法人　日中医学協会

〒101-0032　東京都千代田区岩本町 1-4-3　住泉 KM ビル 6 階
電話：03-5829-9123　FAX：03-3866-9080
E-mail：iryo@jpcnma.or.jp
URL：https://www.jpcnma.or.jp